

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正について

改正の趣旨

デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等が作成・保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行う。

改正の概要

対象府令

- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- ・ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）

概要

- ・ 保育所等の業務負担軽減等を図る観点から、保育所等における書面等の作成・保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定。
- ・ 保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者への説明等のうち、書面等で行うものについて、保護者の同意が得られた場合には電磁的方法による対応も可能である旨を規定。